第２章

課　題　の　整　理

Ⅰ　課題の整理

Ⅱ　計画の達成状況

Ⅰ　課題の整理

1．社会情勢の変化から見る課題

近年、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しており、みどりに求められる役割も拡大しています。そこで、社会変動に係わるみどりの課題を整理します。

①　住み続けたいまちの維持

・　本市ではこれまで人口増加が続いていましたが、平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じ、年々高齢化率も高くなっています。

・　このような状況において、地域や自然環境に愛着を持ち、御殿場に住み続けたいと思えるみどり豊かな居住環境を維持していく必要があります。

②　更なる観光振興

・　本市は富士山をはじめとしたみどり豊かな観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れています。

・　本市では 2021 年に開催予定の東京 2020 オリンピック自転車競技ロードレース会場となることや、新東名高速道路の開通により首都圏からのアクセスが更に向上することで、今後も交流人口の増加が想定されます。

・　こうした機を捉え、観光振興に資するみどりのまちづくりが必要となります。

③　安全・安心なまちの形成

・　近年、日本では、東日本大震災や令和 2 年 7 月豪雨（2020 年）、台風等による土砂災害や河川氾濫等、甚大な被害をもたらす自然災害が多発しています。

・　本市においても、南海トラフ地震をはじめ、富士山の火山災害、自然的・地形的条件から懸念される土砂災害、台風や局所的な豪雨による黄瀬川の洪水等、複数の自然災害が想定されています。

・　台風による倒木等により停電を未然に防止するため、電線等を断線させる恐れのある樹木については予防伐採を検討する必要があります。

・　このことから、平時からの防災・減災対策や災害時における避難場所確保など、安全・安心なまちづくりが必要です。

２．みどりの現況から見る課題

前回計画の策定から、本市におけるみどりにも変化が生じています。そこで、みどりの現況や変化を踏まえ、みどりに係わる課題を整理します。

① 人口動態に応じ、適切にみどりを配置

・　少子高齢化による人口減少等により、今後は人口拡大を基調とした今までどおりの公園緑地整備がそぐわなくなると考えられます。このため、将来の人口分布等を見据えた適切な公園整備を検討していく必要があります。

② 担い手不足や厳しい財政状況の中でも、みどりの質を維持

・　近年の農業就業者の減少や高齢化等により、農地が減少傾向にあります。また人口減少や生活様式の変化を鑑みると、新規就業者の確保や担い手への農地の集積・集約化が必要となります。

・　公園整備等が進む一方で、既存の公園や河川、スポーツ施設等の老朽化が進んでいます。これらのみどりは、計画的な補修等の対策を実施しないことで質が低下することが考えられるため、適正な維持管理が必要となります。

③ 豊かな暮らしや魅力的な観光体験のため、これからもみどりを活用

・　市民は富士山をはじめとする市内の豊かな自然環境や文化を大切に思っており、自然保護活動や自然と触れ合う体験活動等を盛んに行っています。

・　本市は富士山をはじめとした魅力的なみどりが存在しており、森林等を整備し、レクリエーションの場などとして観光に活用している団体もあります。

・　みどりとみどりに係わる活動は、市民の豊かな暮らしや、観光客を惹きつける貴重な財産であるため、今後もみどりを活用することで市の魅力を向上させていく必要があります。

④ 社会情勢の変化を受けた法や施策への対応

・　変化し続ける社会情勢に対応するため、都市緑地法や都市公園法が改正され、これまでの緑地の量的拡大の考え方から、みどりの質の向上への考え方に転換しつつあります。これらに対応したみどりの行政を進めていく必要があります。

3.みどりの配置から見る課題

前回計画策定以降に起きたみどりの配置に係わる大きな変化として以下があげられます。

① 自然環境の視点

○ 身近に感じるみどりや豊かな生態系を育むみどりなど、多様な自然環境があるまちを維持

- 都市基盤整備（新東名高速道路、国道 138 号バイパス、宅地開発等）により森林が減少しているため、保全する緑地をみどりの将来像図に反映します。
- 公園も快適な生活環境に寄与しているため、みどりの将来像図に反映します。
- 大規模に整備された農地だけでなく、市街地周辺の小規模な農地も快適な生活環境や生態系の維持に寄与しているため、みどりの将来像図に反映します。

■ **自然環境に係わるみどりの分布**　（出典：平成 28 年度都市計画基礎調査、公園台帳）

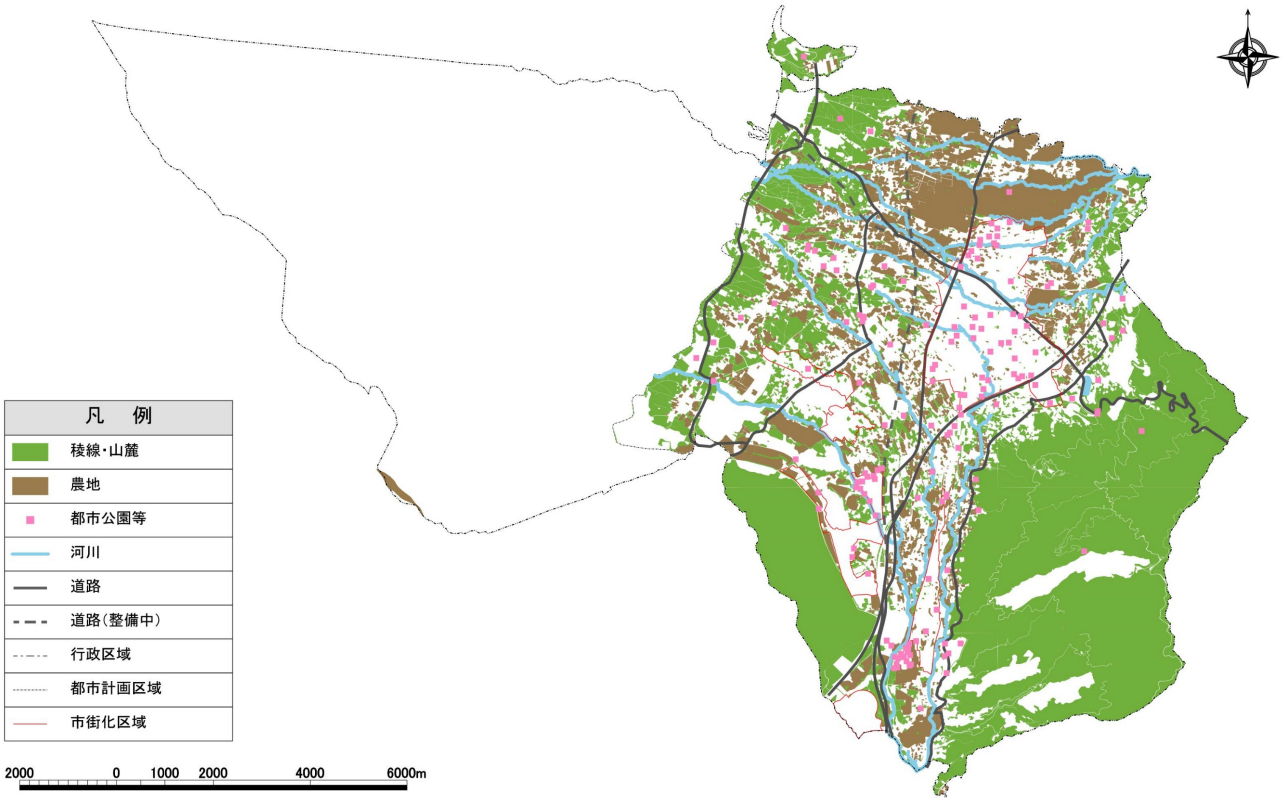

② 居住環境の視点

○ 身近に楽しむことができるみどりがあるまちを維持するため、人口分布や将来推計を見据えた公園・緑地を配置

- 市街化区域及びその周辺の一部は公園の誘致圏外となり、公園等が存在しない区域が残っています。また、10 年後の人口分布をみても分布状況に大きな変化が見られないため、同様の場所において公園が存在しない区域が残ります。
- 一方で、今ある施設を維持していくことも重要です。
- これらのことから、人口分布等を考慮した公園配置を検討すると共に、公共施設緑地や民間施設緑地だけでなく、市内に多く存在する広場や森林、寺社周辺などのみどりも活用し、公園・緑地機能の維持・確保を目指していくことが必要です。

■ 居住環境に係わるみどりの誘致圏

（出典：平成 27 年国勢調査、公園台帳、平成 25 年度御殿場市公園長寿命化計画）

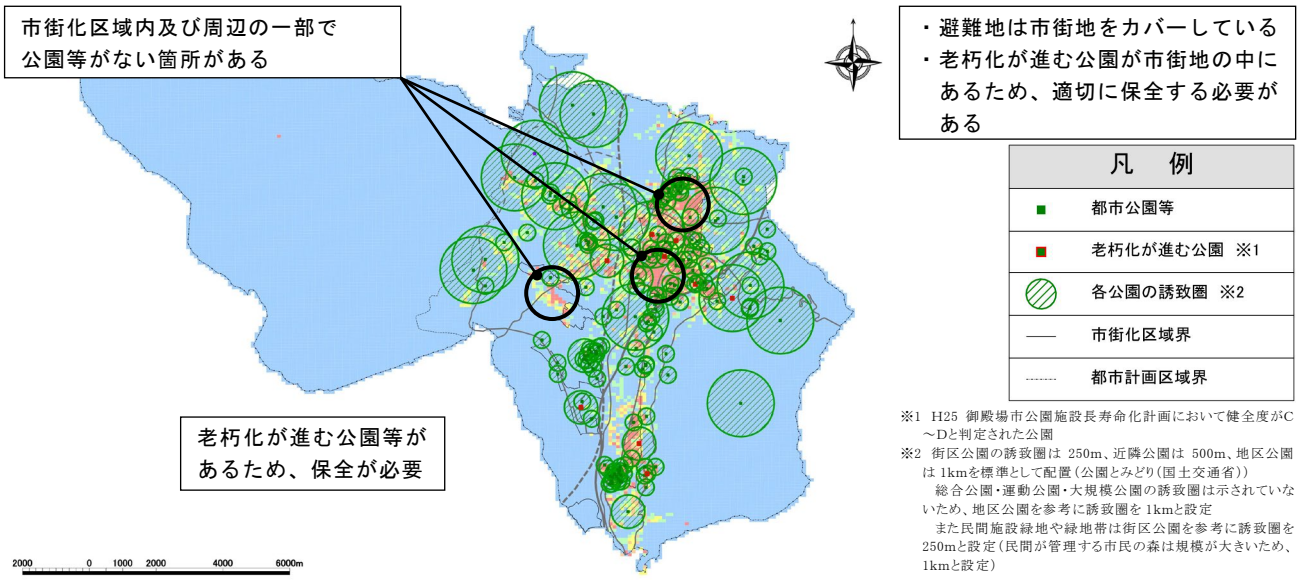

※1 H25 御殿場市公園施設長寿命化計画において健全度がC～Dと判定された公園
※2 街区公園の誘致圏は 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1kmを標準として配置（公園とみどり（国土交通省））
総合公園・運動公園・大規模公園の誘致圏は示されていないため、地区公園を参考に誘致圏を 1kmと設定
また民間施設緑地や緑地帯は街区公園を参考に誘致圏を 250mと設定（民間が管理する市民の森は規模が大きいため、1kmと設定）

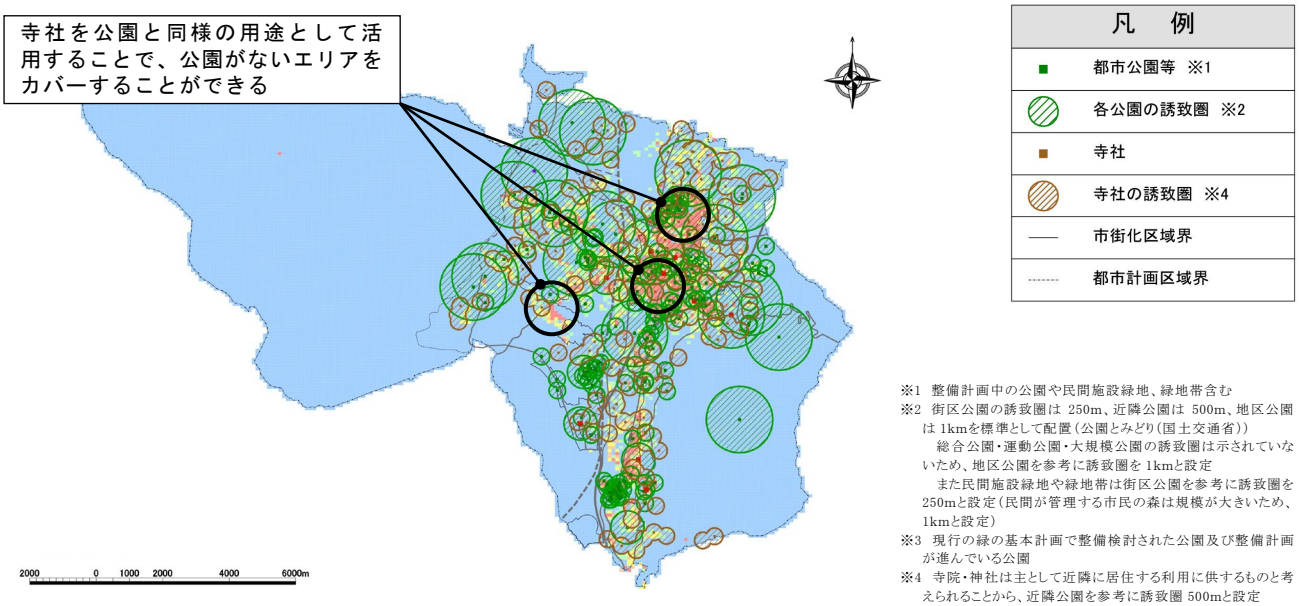

※1 整備計画中の公園や民間施設緑地、緑地帯含む
※2 街区公園の誘致圏は 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1kmを標準として配置（公園とみどり（国土交通省））
総合公園・運動公園・大規模公園の誘致圏は示されていないため、地区公園を参考に誘致圏を 1kmと設定
また民間施設緑地や緑地帯は街区公園を参考に誘致圏を 250mと設定（民間が管理する市民の森は規模が大きいため、1kmと設定）
※3 現行の緑の基本計画で整備検討された公園及び整備計画が進んでいる公園
※4 寺院・神社は主として近隣に居住する利用に供するものと考えられることから、近隣公園を参考に誘致圏 500mと設定

③ 観光・レクリエーションの視点

○ 交流人口を今後も増やすため、観光・レクリエーション拠点等をつなぐみどりの道路軸を配置

- 観光・レクリエーション拠点間をつなぐ、新東名高速道路や国道 138 号バイパス等の都市基盤（整備中）を、道路ネットワークとしてみどりの将来像図に反映します。
- 観光・交流ゾーンに位置づけられている広域農道と団地間連絡道路を街路樹等からなるみどりの道路軸としてみどりの将来像図に反映します。
- 観光・レクリエーション拠点を、みどりの将来像図に新たに反映します。

■ **観光・レクリエーションに係わるみどりの分布**　（出典：公園台帳、都市計画マスタープラン、御殿場市景観計画）

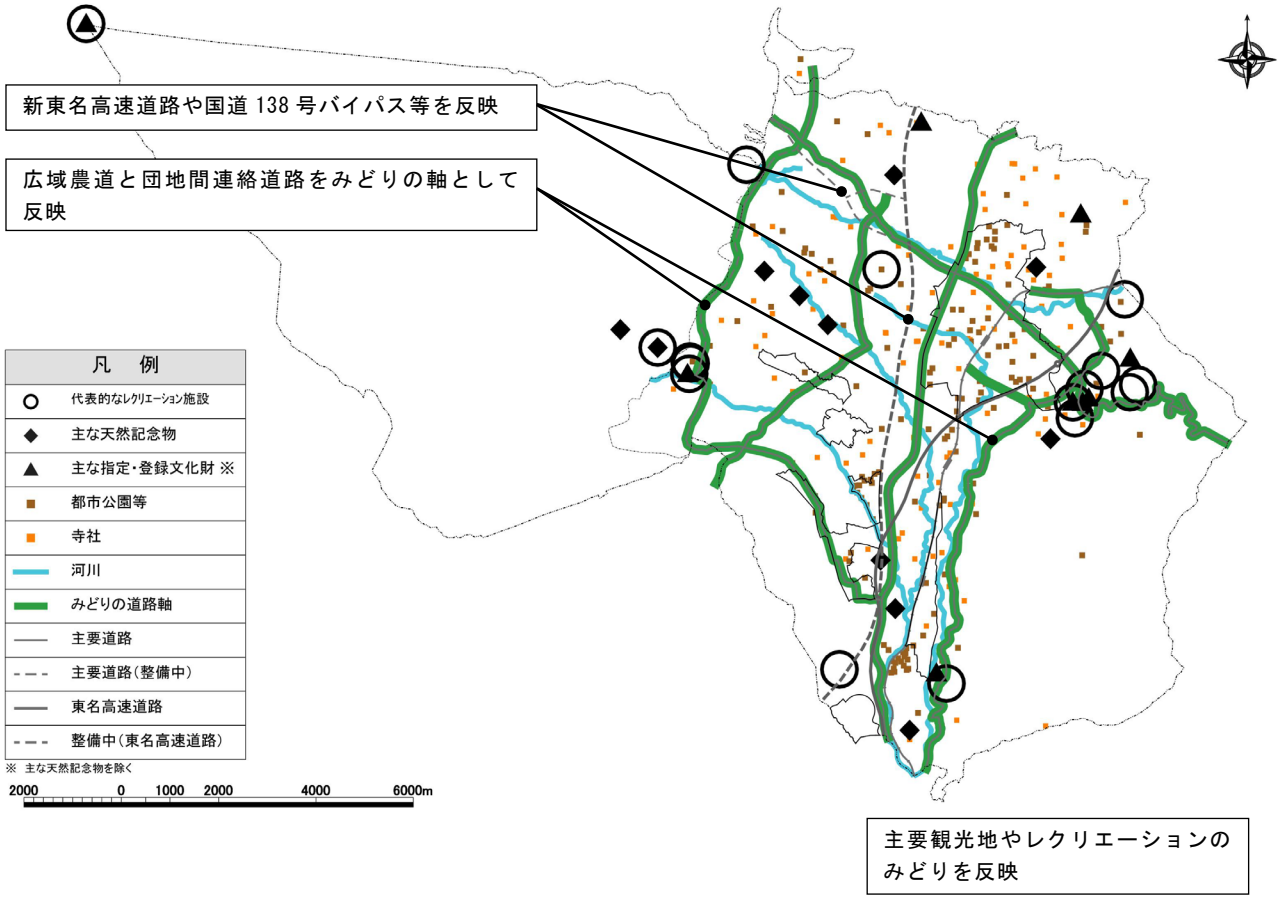

④ 防災の視点

○ 自然的・人的災害の危険性が低いまちを維持するため、新たに整備されたみどりを配置

・ 前回計画以降に整備された緩衝緑地を、用途地域（工業地域及び工業専用地域）を基に、みどりの将来像図に反映します。

■ 防災に係わるみどりの分布

（出典：平成 28 年度都市計画基礎調査、市ホームページ、平成 28 年静岡県緊急避難路）

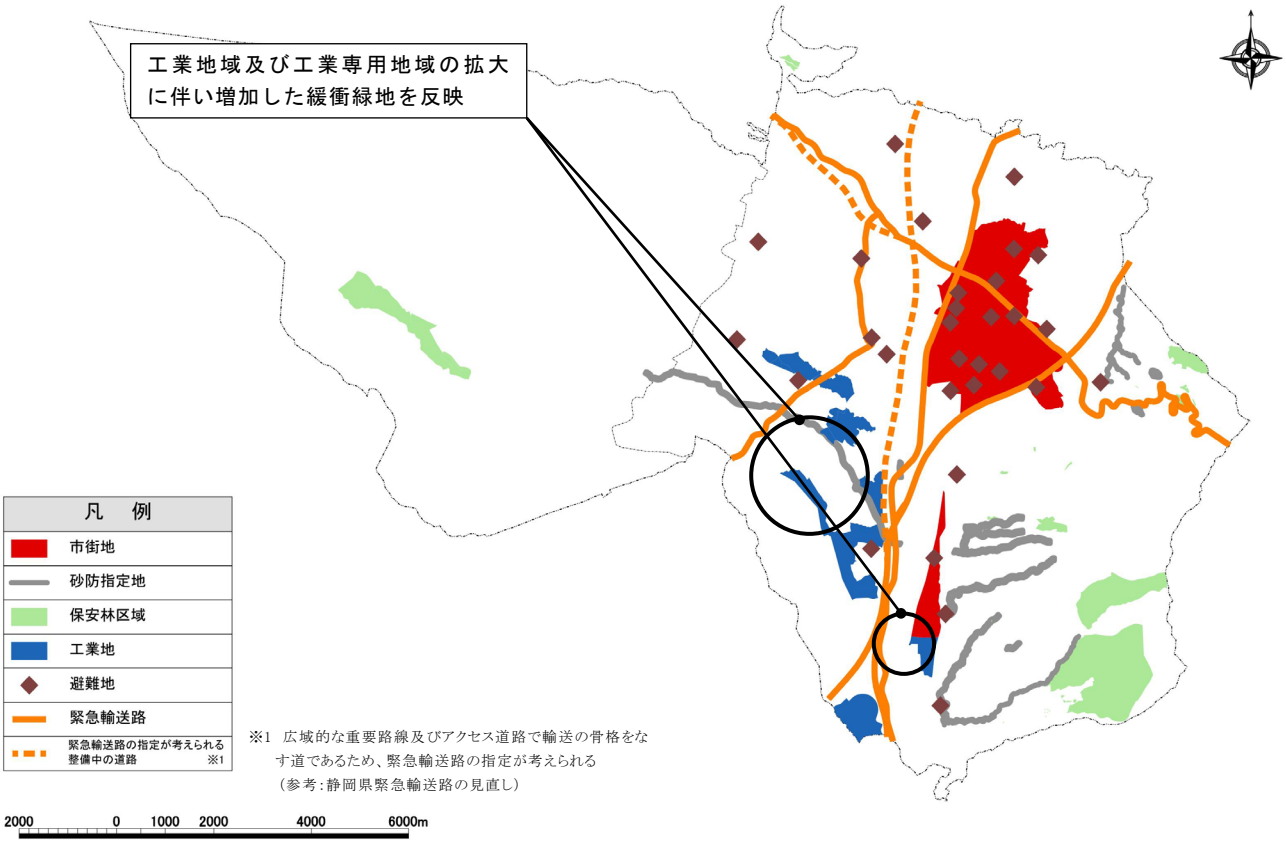

○ 安全・安心なまちを維持するため、人口分布や将来推計を見据えた適切な避難地や新たな道路ネットワークを配置

・ 人口分布と誘致圏※1 を基に避難地の配置を確認したところ、人口分布に対する避難地は適切に配置されています。なお、一部の避難地は施設の老朽化が進んでいるため、適切な保全が必要です。

・ 整備中の新東名高速道路や国道 138 号バイパス等は緊急輸送路の指定が考えられ※2、交通だけでなく防災ネットワークとしても機能する可能性があるため、みどりの将来像に反映します。

■ **防災に係わるみどりの誘致圏** （出典：平成 27 年国勢調査、公園台帳、平成 25 年度御殿場市公園長寿命化計画、静岡県 GIS）

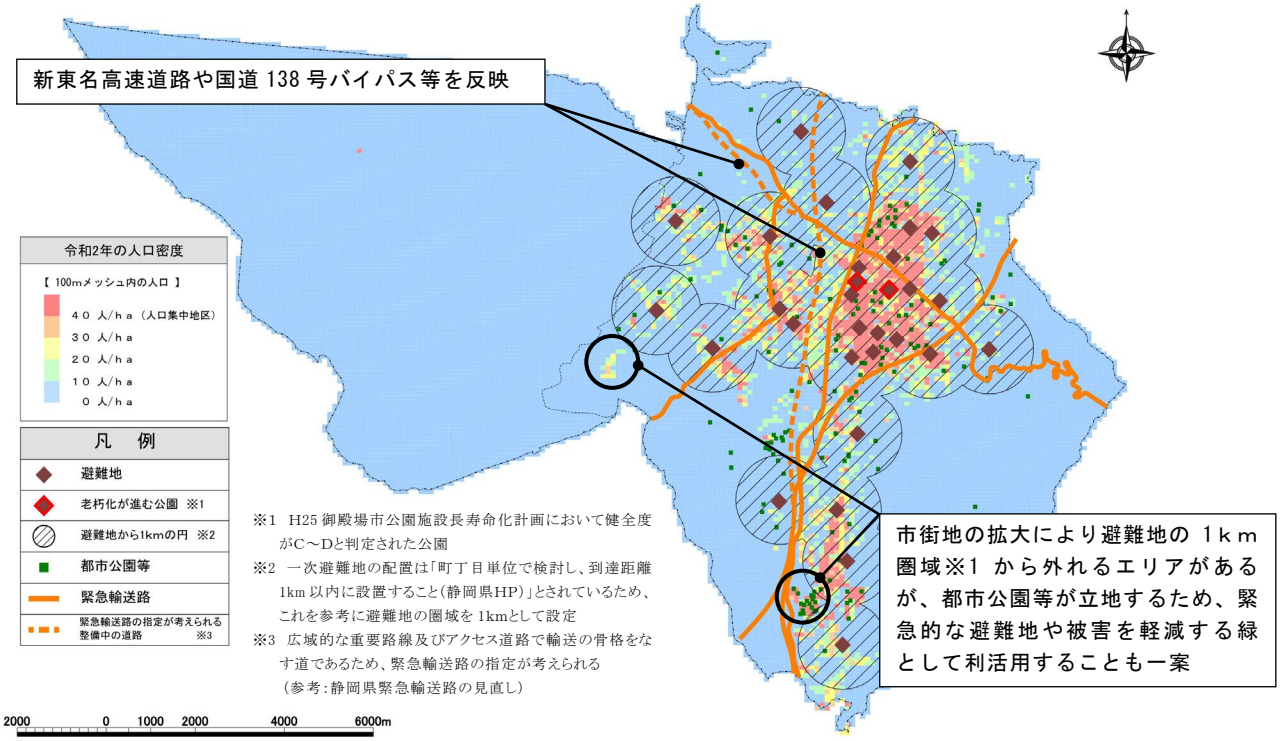

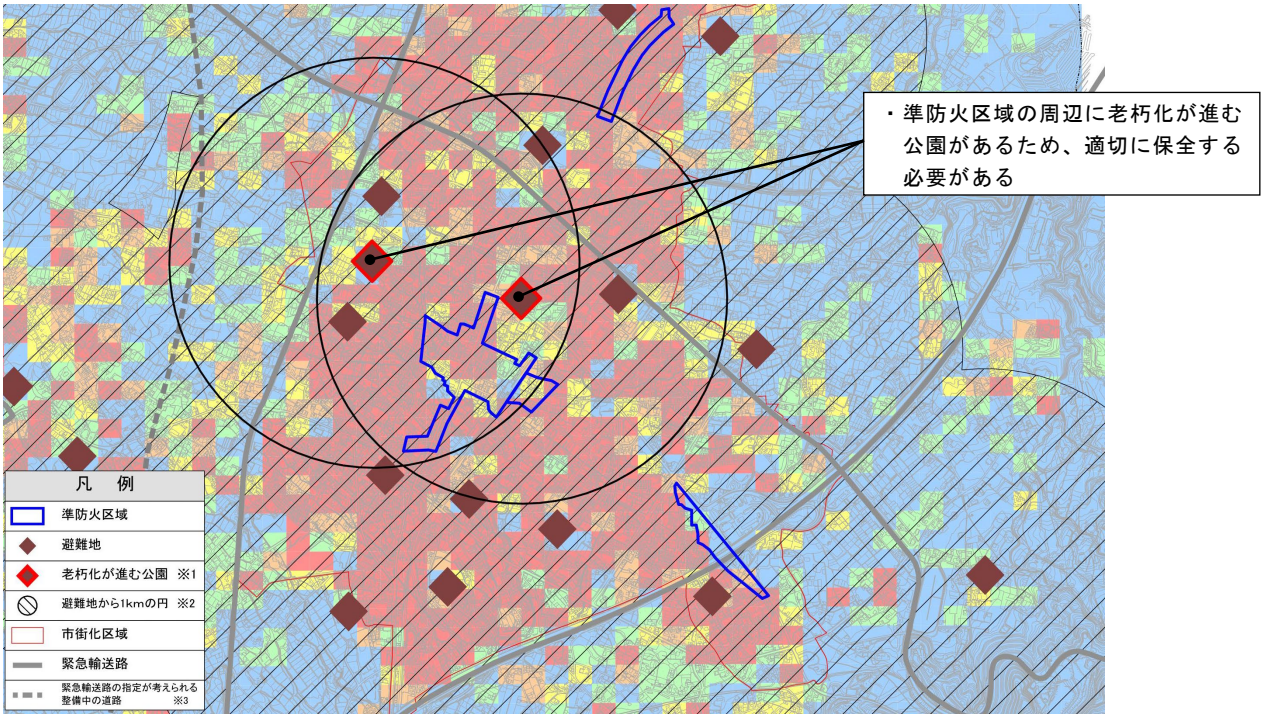

⑤ 景観の視点

○ 市街地内の農地や沿道からみる富士山など、多様なみどりの景観があるまちを維持・向上させるためのみどりを配置

- 大規模に整備された農地だけでなく、それ以外の既存農地も維持したいみどりとして、みどりの将来像図に反映します。
- 景観計画の中で幹線道路及び河川の緑化が記載されているため、みどりの道路軸及びみどりの河川軸として、みどりの将来像図に反映します。
- 新東名高速道路や国道 138 号バイパス等の整備により道路ネットワークが追加されるため、みどりの将来像図に反映します。
- 公園等も市街地内の景観に寄与するため、みどりの将来像図に反映します。

■ 景観に係わるみどりの誘致圏

（出典：平成 28 年度都市計画基礎調査、公園台帳、御殿場市景観計画）

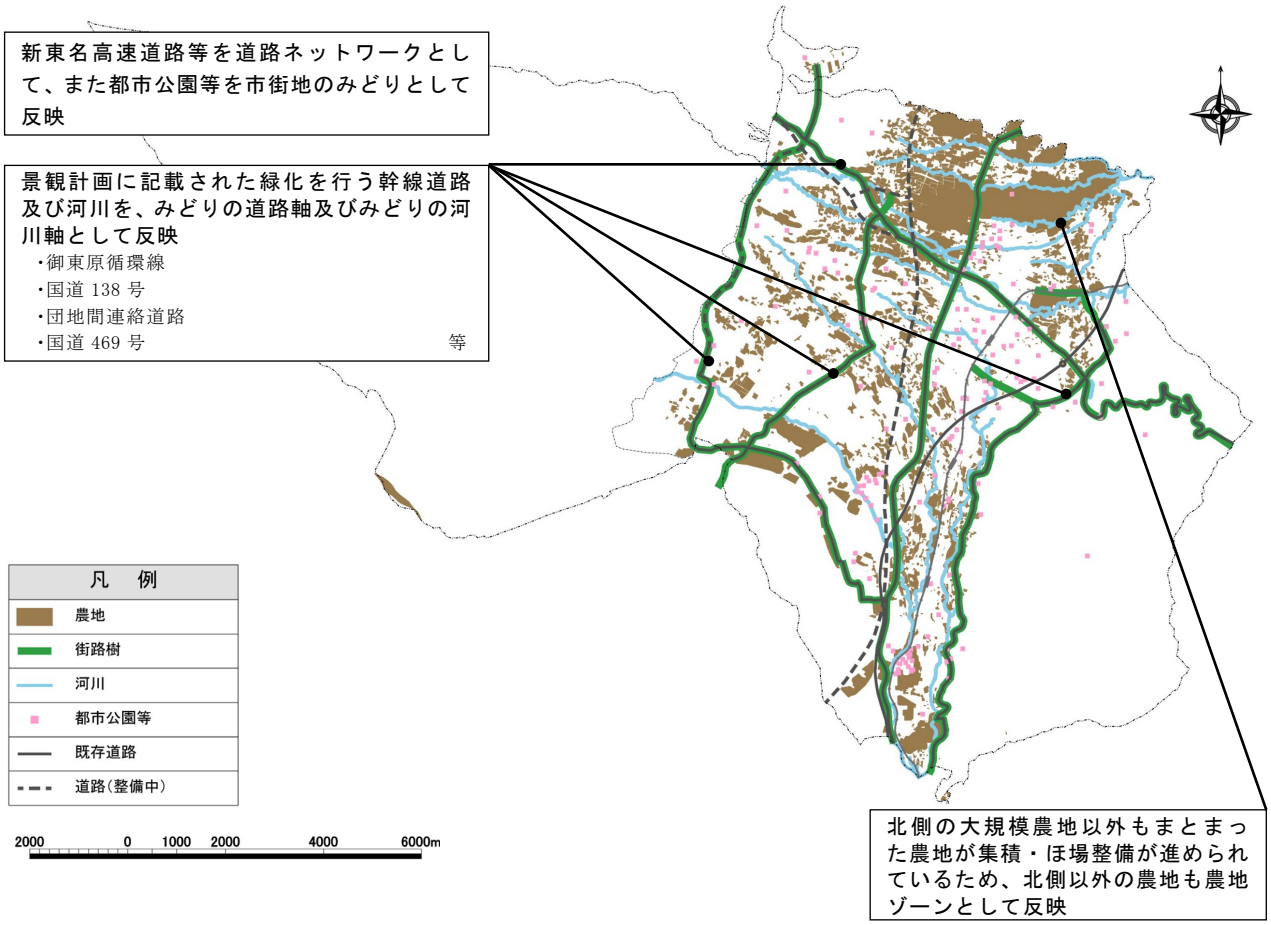

４．みどりに係わる施策の実施状況から見る課題

本市では、みどりについて様々な取組を進めてきました。その成果を踏まえて課題を整理します。

① 持続的な公園緑地の維持管理

・　本市では順調に公園整備を進めてきたため、都市公園全体の面積は整備目標を達成しています。このため、今後は既設公園の維持管理に努める必要があります。

② 地域制緑地（自然公園、農振農用地、保安林、民有林、文化財等）を保全

・　新東名高速道路の工事や開発等により地域制緑地が減少しています。地域制緑地は良好な自然的環境などの保護を図ることを目的に指定しているため、現存する自然公園・保安林・民有林・農用地などの保全に努める必要があります。

③ 都市的土地利用が進む中でもみどりを維持・創出

・　本市では、2050 年までに市内の CO2 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を掲げています。このため、都市的土地利用が進む中でもみどりを維持・創出していく必要があります。

④ 民間による緑化活動の継続

・　個人宅、商業地、工業地で実施されている緑化や保全の活動は継続して実施されているため、この先も継続していく必要があります。

・　住民参加の緑化イベントや啓発活動は継続して実施されているため、この先も継続していく必要があります。

■ ゼロカーボンシティ　（参考：御殿場市「ゼロカーボンシティ」宣言）

地球温暖化・気候変動問題は、この星に暮らす私たち一人一人にとって避けることのできない喫緊の課題です。国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、今も排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、こうした水害等の更なる頻発化・激甚化が予測され、もはや「気候危機」と表現すべき事態とも言われています。

2015 年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されましたが、昨年公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050 年までに CO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

御殿場市は国際社会の一員として、また、世界遺産富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティを目指し SDGs に取り組む都市として、市民や事業者の皆さんと共に、脱炭素社会の実現に貢献するため、2050 年までに市内の CO2 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言します。

2020 年　2 月　3 日
御殿場市長　若林 洋平

5．みどりに関する市民意識からみる課題

計画改定にあたり実施した、本市のみどりに対する思い・これからの利活用等についての市民意識調査結果を基に、課題を整理します。

① みどりの維持・保全

・ 市民は身近なみどりとして公園や寺社をよく利用しており、特に「寺社」や「まちなかのみどり・田畑」等のみどりを守っていきたいと考えています。このことから、公園だけでなく、生活に息づくみどりの保全にも努める必要があります。

・ さらに、「湧水池周辺」や「山林」は普段訪れることが少ないものの、守っていきたいみどりであると考えられています。しかし、山林や湧水池等は人の手が入らないことで荒れ地や荒れた山林になる恐れがあるため、維持管理を図る必要があります。

② 計画的かつ効率的な公園等の維持管理

・ 公園や緑地は、「散策・運動」の場として多くの市民に利用されており、今後も同様に利用できる公園等が望まれています。しかし、今後は、人口減少による厳しい財政状況となることが想定されるため、計画的かつ効率的な公園等の維持管理を進める必要があります。

③ みどりに係わる活動の意識啓発の継続と参加機会の拡大

・ 自治会活動への参加や、これからも継続して自宅を花や鉢植えで飾る緑化をしていきたいと考えている方が多くいるため、市民参加の意識が高くなっていると考えられます。また、みどりに関する活動（イベント、ボランティア活動等）への参加率は低い状況にありますが、これから緑に関する活動に参加してみたいと思っている方が半数以上います。

・ みどりのまちづくりは行政だけでなく、市民や事業者など多様な主体と取り組んでいくことが重要となるため、みどりに係わる意識啓発活動の継続と、みどりに係わる活動などに気軽に参加できる機会を創出する必要があります。

④ 緑化に係わる制度の情報提供

・ みどりに関する制度の認知度はある程度あるものの、実際の活用は少ない状況にあります。これは市民も認識しており、本市の緑化を推進するために情報提供が必要であるとの意見が出されています。

6．課題の整理

課題のまとめ	課題の概要
○ みどりの維持・保全が必要 ・市街地を取り囲む富士山や箱根山及びこれらに連続する樹林地、市内を流れる河川等の骨格となるみどりや、田畑や山林等の人々の営みのみどり、受け継がれてきた屋敷林や社寺林の郷土のみどり等は、暮らしや生きものの生息を支える重要なみどりであり、市民はそれらのみどりを大切に思っています。 ・また、みどりは災害防止やコミュニティ形成、健康増進など多様な機能を持ち、住み続けたい御殿場市を作り上げています。 ・このように人々が愛着を持ち・暮らし続けたいまちを守るため、今あるみどりを保全し、次世代に受け継いでいく必要があります。	1－① 住み続けたいまちの維持 1－③ 安全・安心なまちの形成 2－② 担い手不足や厳しい財政状況の中でも、みどりの質を維持 3－① 多様な自然環境があるまちを維持 3－④ 新たに整備されたみどりを配置 3－④ 人口分布や将来推計を見据えた適切な避難地や新たな道路ネットワークを配置 3－⑤ 多様なみどりの景観があるまちを維持・向上させるためのみどりを配置 4－① 持続的な公園緑地の維持管理 4－② 地域制緑地を保全 5－① みどりの維持・保全 5－② 計画的かつ効率的な公園等の維持管理
○ みどりの整備、質の向上、つなぐ整備が必要 ・人口減少により税収状況が厳しくなる中でも、みどりの機能を維持するためには、既存のみどりの質を維持・向上させる整備が必要です。また、快適な居住環境の形成や地域コミュニティの維持、災害に強いまち等のためには、みどりが不足している場所への整備も必要となります。 ・さらに、新東名高速道路等の整備が進み、今後交流人口の増加や観光への波及が期待されるため、魅力を感じ、来てもらうための整備が必要となります。	1－② 更なる観光振興 1－③ 安全・安心なまちの形成 2－① 人口動態に応じ、適切にみどりを配置 3－② 人口分布や将来推計を見据えた公園・緑地を配置 3－③ 観光・レクリエーション拠点等をつなぐみどりの道路軸を配置 3－⑤ 多様なみどりの景観があるまちを維持・向上させるためのみどりを配置 4－③ 都市的土地利用が進む中でもみどりを維持・創出
○ みどりの活用が必要 ・市民や観光客は富士山等が与えてくれる豊かなみどりに魅力を感じ、保護活動やみどりを活用した体験等を実施しています。 ・このように市民がみどりを活用し楽しむことで、社会経済情勢が変化し続ける中でも、みどりの維持や魅力を向上させるだけでなく、人口減少の軽減や地域コミュニティの維持・形成に貢献するため、これからもみどりを活用していくことがより一層必要となります。 ・さらに本市特有のみどりを感じられる場としてみどりを磨き、高めていくことで観光客をまちに呼び込み、地域の活性化や経済の発展に貢献することも必要です。	1－① 住み続けたいまちの維持 1－② 更なる観光振興 2－③ 豊かな暮らしや魅力的な観光体験のため、これからもみどりを活用 2－④ 社会情勢の変化を受けた法や施策への対応 5－① みどりの維持・保全 5－② 計画的かつ効率的な公園等の維持管理
○ 市民参加が必要 ・市民や市民団体、事業者の意識の啓発や参加の機会づくりなどを充実させ、市民等が主体的に取り組むみどりづくりを推進するとともに、支援策の情報提供を充実させていくことが必要です。	4－④ 民間による緑化活動の継続 5－③ みどりに係わる活動の意識啓発の継続と参加機会の拡大 5－④ 緑化に係わる制度の情報提供

Ⅱ　計画の到達状況

前回計画の目標に対する到達状況を整理しました。

1．緑地の確保目標の到達状況

都市的土地利用が進む中、公園整備等を進めてきましたが、惜しくも目標値には到達できていません。

		令和２年・前回計画における目標	令和２年・現　況
都市計画区域面積に対する割合		54.7%	49.4%
	施設緑地+地域制緑地　※	6,253 ha	5,646 ha
	都市計画区域面積	11,423 ha	11,423 ha

※　施設緑地　：都市公園とその他の施設緑地（公共施設緑地、民間施設緑地）
※　地域制緑地：法によるみどり（農振農用地区域、自然公園、保安林、地域森林計画対象民有林等）と条例などによるみどり

2．都市公園として整備すべき緑地目標の到達状況

人口が増加する中で都市公園等の整備を進めてきたことに加え、公共施設緑地の一部を都市公園に移動したため、都市公園等の目標値は到達できなかったものの、都市公園のみの目標値は到達しています。

■ 都市公園　※1

		平成16年・前回計画策定時の現況	令和２年・前回計画における目標	令和２年・現　況
都市計画区域内人口に対する割合		1.4 ㎡/人	4.89 ㎡/人	4.98 ㎡/人
	都市公園面積	11.62 ha	38.25 ha	43.63 ha
	都市計画区域内人口	81,084 人	78,300 人	87,681 人　※3

■ 都市公園等　※2

		平成16年・前回計画策定時の現況	令和２年・前回計画における目標	令和２年・現　況
都市計画区域内人口に対する割合		4.9 ㎡/人	15.96 ㎡/人	12.06 ㎡/人
	都市公園等面積	39.86 ha	124.97 ha	105.72 ha
	都市計画区域内人口	81,084 人	78,300 人	87,681 人　※3

※1　都市公園　：街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、その他の公園
※2　都市公園等：都市公園、地区広場、運動公園、その他それに準ずる施設等を含む
※3　令和２年３月31日時点のデータ（人口・世帯一覧）を使用